



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆さまへ 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準）の遵守
- その他独自の取組

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに提出すると、「宣言」が掲載されます。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。

④一部の補助金について加点措置を講じます。

対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。



ポータルサイトはこちら

【消費税申告相談会】のご案内 ～事前にご予約をお願い致します～

免税事業所でインボイス制度に登録された事業所では消費税の申告が必要になります。当所では、消費税相談会を開催致しますので、お早めにご予約をお願い致します。

- ◆日時 3月25日（火）
- ◆時間 9:30～12:00 / 13:00～16:00 ※予約は30分単位
- ◆会場 新津商工会議所3F

◆持参書類等

- ① 2年前（令和4年分）の決算申告書
- ② 令和6年分の決算申告書、本則課税の方は税区分のわかる書類
- ③ 申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書（運転免許証等）のコピー
- ④ 利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ



<主 催：新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>

【決算申告個別相談会】のご案内 ～事前にご予約をお願い致します～

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、本年度も決算申告相談会を2月3日（月）から3月7日（金）までの土日祝日を除く毎日開催することと致しました。

例年、3月は申告相談が大変混み合い担当職員が対応できない場合もありますので、お早めにご予約をお願い致します。

- ◆日時 2月3日（月）～3月7日（金）※土日祝日を除く
- ◆時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00
※予約可能時間は、9:00 / 10:30 / 13:00 / 14:30（1人：1時間30分）

◆会場 新津商工会議所3F

◆持参書類等

- ① 決算書や月別総括集計表（分かるところは全て記入して下さい）
※「みんなの青色申告」を利用の方は、使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル
- ② 前年度の決算書及び所得税確定申告書の控え
- ③ 控除証明書類（社会保険料や生命保険料等）
- ④ 申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書（運転免許証等）のコピー
- ⑤ 扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ⑥ 利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ

税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用された方 又は会議所を通じて申告書類を提出した方

昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。

予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

<主 催：新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>

「さつき共済」配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当金額が決まりました。
ご加入の皆様には今年度の配当金として還元致します。

- ◆保険期間：令和5年11月1日～令和6年10月31日分
- ◆配当率：21.5%（1円当たり）
- ◆振込日：令和7年1月27日（月）
- ◆振込先：指定口座





新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

経営改善貸付（マル経融資）

（貸上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	使途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.65% ※1/20現在 特例:上記利率-0.5%(2年間)

〔マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して
商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。〕

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：貸上げ貸付利率特例制度の対象者について】

創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



～制度のご利用について、お気軽にご相談下さい！～

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。当所経営指導員までご予約をお願いいたします。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・ 2月 4日（火）
 - ・ 3月 4日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・ 2月18日（火）
 - ・ 3月11日（火）

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

「デコ活」～くらしの中のエコロがけ～ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）とは

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動です。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等が連携し、国民のみなさまの新しい暮らしを後押しします。

「デコ活アクション」について

具体的な取組の事例として、3分野、計13種類の「デコ活アクション」を決定しました。以下の事例に限らず、暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべて「デコ活アクション」です。

分類	アクション	
	住	デコ
まずはここから	住	電気も省エネ 断熱住宅
	住	こだわる楽しさ エコグッズ
	食	感謝の心 食べ残しゼロ
	職	つながるオフィス テレワーク
ひとりでCO2 が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一回で受け取る（置き配、宅配ボックスの活用など）

「デコ活宣言」／取組・製品・サービスの発信／「#デコ活」による発信

- 「デコ活」推進のため、組織（企業・自治体・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかけています。「デコ活宣言」を実施いただくことで、ダウンロードツール等をご利用いただくことができます。
- ポータルサイトにおいて、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える取組・製品・サービス」の登録を広く受け付けています。登録いただいたものは、ポータルサイトやSNS等で発信します。
- 日々の「デコ活」の取組を「#デコ活」としてSNS等で発信し、広めていただくこともお願いしています。

詳細はポータルサイトを
ご確認ください！



当所では持続可能な地域経済の構築のため、脱炭素社会の実現に向け歩みを進めて参ります。